

◎保険だより 第483号 (令和7年3月16日)

(現時点での運用状況で、今後変更があり得ることをご承知おきください。)

1 骨盤内良性腫瘍手術等の術後超音波検査の算定について：

開腹手術等で臓器摘出の場合、術後1か月前後の外来診察では術後経過観察として、1回のみ算定を認める。レセプト審査上、臓器摘出・術後1か月前後が判る記載が必要。

2 妊娠中の血液型検査の算定について：

血液型検査は妊娠初期に自費または公費での施行が一般的。1) 妊娠初期中(11週までの流産手術の術前検査(血液型検査未実施の場合)、および 2) 他院からの紹介での緊急切開術の術前検査の場合 は算定を認めるが、1)、2) 以外の場合は妥当詳記等がなければ原則算定不可。

3 悪性腫瘍化学療法中の心臓検査の算定について：

心不全疑い病名での TnT 検査等血液検査のみの場合は、基本的な心電図等の検査が無いため原則算定不可。

4 子宮悪性腫瘍手術および子宮付属器悪性腫瘍手術の算定について：

悪性腫瘍手術のプロセス(リンパ節腫脹の確認等)を踏んでいる場合は算定が認められる。ただし、極端に短時間の場合等は妥当詳記が必要。

5 弛緩出血病名における子宮双手圧迫術の算定について：

輸血、輸液、子宮収縮剤の使用、出血量、施術時間を考慮して判断される。妥当でなければ「子宮出血止血法(分娩時)」に変更査定の可能性あり。

6 高ビリルビン血症新生児への光線療法時のインキュベーターの算定について：認める。

7 「婦人科特定疾患治療管理料」における保険病名について：

「器質的月経困難症」に限り算定可。「月経困難症」「機能的月経困難症」では算定不可。
「器質的月経困難症」に「子宮内膜症」とか「子宮筋腫」などの原因病名の併記が望ましい。

8 不妊治療における在宅自己注射について：

問：「女性不妊症」での「在宅自己注射指導管理料」算定下においてFSH製剤「ゴナールエフ®皮下注ペン」を在宅で行っている際、外来受診時にヒト絨毛性性腺刺激ホルモン「HMG筋注用」を行った場合に薬剤及び注射手技料の算定が可能かどうか

回答：不妊治療においては当該注射薬が特掲診察料の施設基準上の「別表第9」における「性腺刺激ホルモン製剤」として同一製剤に該当しても、不妊治療の一連の診察過程において別の目的(例えば調節卵巣刺激、卵胞成熟、黄体化、排卵誘発、黄体補充などの目的が想定される)で投与される場合は算定可能。